

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

| | |
|------------|------------------------------|
| 事業者（法人）の名称 | 公立学校共済組合 |
| 主たる事務所の所在地 | 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番5 |
| 代表者（職名・氏名） | 理事長 丸山 洋司 |
| 設立年月日 | 令和5年10月1日 |
| 電話番号 | 03-5259-0011（代表） |

2. 事業所の概要

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| ご利用事業所の名称 | 公立学校共済組合四国中央病院 訪問看護ステーション ほのやか |
| サービスの種類 | 訪問看護・介護予防訪問看護 |
| 事業所の所在地 | 〒799-0193 愛媛県四国中央市川之江町2233番地 |
| 電話番号 | 0896-58-3515 |
| 指定年月日・事業所番号 | 令和5年10月1日指定 3861392961 |
| 管理者の氏名 | 川崎 知佐 |
| 通常の事業の実施地域 | 四国中央市 |

3. 事業の目的と運営の方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 事業者は、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要性を認めた要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、看護師等がその居宅を訪問し、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業を提供することにより、その療養生活の質の向上を図ることをもって、広く地域住民の保健衛生、社会福祉に貢献することを目的とする。 |
| 運営の方針 | 事業者は、利用者が要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指し、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。 |

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄などの日常生活の援助・指導
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の相談・指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他の医師の指示による医療処置

医師から特別訪問看護指示書・在宅患者訪問点滴注射指示書が交付された場合は、重要事項説明書(医療)に基づき医療サービスの提供等を行います。

5. 営業日時

| | |
|------|--|
| 営業日 | 月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び 年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。 |
| 営業時間 | 午前8時から午後4時45分まで |

6. 事業所の職員体制

| | |
|--------|--------------------|
| 従業者の職種 | 勤務の形態・人数 |
| 看護師 | 常勤 4人、(内1人は管理者と兼務) |

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

| | |
|----------|-----------|
| 管理責任者の氏名 | 管理者 川崎 知佐 |
|----------|-----------|

8. 利用料

(1) 訪問看護又は介護予防訪問看護を提供した場合の利用額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該訪問看護又は介護予防訪問看護が法的代理サービスであるときは、負担割合証に表示された割合の金額とします。

(別添「訪問看護ステーション ほのやか 料金表」のとおり)ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(2) 通常の実施地域(四国中央市内)は無料です。

通常の実施区域以外は一律実費(500円)を徴収します。

(3) 死後の処置料は実費(10,000円(税別))を徴収します。

※介護保険外のサービスになります。

9. キャンセル料

キャンセル料は不要とします。

(注) 体調の急変等でのキャンセルの場合は、早めにご連絡下さい。

10. 支払い方法

上記(1)及から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、速やかに送付致します。

| 支払い方法 | 支払い要件等 |
|---------|---|
| 口座引き落とし | サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。 |
| 銀行振り込み | サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 伊予銀行 川之江支店 普通口座 1021750 みずほ銀行 虎ノ門支店 普通口座 4504184 |
| 現金払い | サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。 |

1 1. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

1 2. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 3. 衛生管理等

訪問看護職員に対し、感染症が発生しまたはまん延しないように、必要な処置を講じます。

（１）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する四国中央病院の委員となります。

（２）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

（３）感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

（４）職員に対し定期的に健康診断を行います。

（５）事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

1 4. 虐待の防止

訪問看護職員に、虐待に関する知識を普及・啓発し虐待防止に努めます。サービス提供中に、訪問看護職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する担当者を選定しています。

職氏名 _____ 管理者 _____ 川崎知佐 _____

（２）虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

（３）虐待防止のための対策を検討する委員会を設立します。

（４）虐待防止のための指針を作成します。

1 5. 身体拘束等の原則禁止

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、

身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

16. ハラスメントへの対応

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境としています。また利用者や家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努めます。

17. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害等の発生において利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。

(1) 感染症に関わる業務継続計画及び災害に係わる業務継続計画を作成し職員に周知します。

(2) 感染症及び災害に係わる研修を定期的に行います。

(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に対応できるよう、訓練を実施します。

18. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、月曜日から金曜日まで（ただし国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く）の午前8時から午後4時45分の間で、当事業所の下記の窓口でお受けします。

| | |
|---------|------------------------------------|
| 事業所相談窓口 | 電話番号 0896-58-3515 面接場所 当事業所の相談室 |
|---------|------------------------------------|

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く）の午前8時30分から午後5時15分の間で、下記の機関にも申し立てることができます。

| | | |
|--------|----------------|-----------------------|
| 苦情受付機関 | 四国中央市介護保険課管理係 | 電話番号 0896-28-6025 |
| | 愛媛県国民健康保険団体連合会 | 電話番号 089-968-8800（代表） |

19. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。

● 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

| | | | | |
|-----|-------|--------------------|-------|---|
| 事業者 | 所在地 | 愛媛県四国中央市川之江町2233番地 | | |
| | 事業者 | 公立学校共済組合四国中央病院 | | |
| | | 訪問看護ステーション ほのやか | | |
| | 管理者 | 氏名 | 川崎 知佐 | 印 |
| | 説明者・職 | 氏名 | | 印 |

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

| | | |
|-----|----|---|
| 利用者 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名

印